

養護老人ホームについて

養護老人ホームとは

老人福祉法に基づいて設置されている老人福祉施設です。

環境上の理由及び経済的理由により、自宅で生活することが困難な人が入居し、食事、入浴など日常生活に必要なサービスや健康管理などが受けられます。

措置による入居施設ですが、「外部サービス利用型特定施設」の指定も受けられます。ですから、介護保険の1割自己負担はありますが、入居していても介護保険サービス（例えば通所介護サービスや訪問介護サービス等）を利用することができます。

特別養護老人ホームは施設と利用者の契約によりますが、養護老人ホームへの入所については市町による入所決定が必要です。

入所対象者

生活保護を受けている、または低所得などの原因によって自宅で生活ができない人

例えば

独居の高齢者 無年金など経済的に困窮した人 虐待をうけている高齢者
要支援・要介護者 身体的障害を持つ人 認知症や精神的な障害を持つ人

利用料

入居費用は応能負担となっています。本人および扶養義務者の負担能力に応じた費用徴収となり、差額はすべて市町による措置費となります。

手続き

市町の高齢者福祉担当課の窓口で相談します。

【入所の基本的な流れ】

1 まずは入所相談



市役所・役場窓口、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、民生委員、養護老人ホームなどに相談してみましょう。

2 申込



入所の申込みはお住まいの市役所・役場窓口で行います。

3 調査



本人、その扶養義務者等に係る養護の状況、心身の状況、生計の状況その他必要な事項について調査が行われます。

4 入所判定委員会



調査および本人の健康診断に基づき、措置の要否について判定します。

5 決定



市町長が、入所判定委員会の報告により、入所措置の要否を決定することになります。

6 入所へ